

豪州から我が国向けに輸出される家きん及び家きん肉等の
輸入停止措置について

平成24年1月27日

豪州において低病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）の発生が確認されたことから、本日、同国からの家きん及び家きん肉等の輸入を停止しました。

23消安第5428号
平成24年1月27日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

豪州からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置について

今般、豪州ビクトリア州のあひる農場（2農場）において低病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）の発生が確認された旨、豪州家畜衛生当局からの情報提供があった。本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、豪州から日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等の取扱いについては、同国における本病の清浄性が確認されるまでの間、下記のとおりとするので、動物検疫に当たっては的確に対応されたい。

記

- 1 輸入停止措置の対象品目
 - (1) 家きん（鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも目の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ。）
 - (2) 家きんの肉及び臓器並びにこれらの加工品
 - (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

- 2 輸入検査時における消毒措置の対象品目
羽毛